

9月議会でさらに明るみに 同対事業残地49ヶ所・16反 多くが占拠黙認か

使用料もなし、退去通告もなし

甲良町の同和对策事業の暗部が次第に浮かび上がってきた感があります。「土地取得造成事業特別会計」で保有する町有地が不法に占拠され、町当局が何ら厳正な処置をしないことに批判が集中しています。9月議会での西澤議員の質問を交え紹介します。

ズサン管理の実態を

西澤議員は、昨年9月議会における「14年度決算審査意見書」において土地取得造成特別会計で保有している土地「一万634.81平方メートルの早期処分や総筆数、土地の所在、面積の確認、さらに土地売却の代金回収、固定資産税の賦課徴収などが指摘されていることを改めて紹介し、その後の取組み、進捗状況をたどりました。

同対課長は、この前の監査でも明らかにしたとして、49ヶ所1万6,203.46平米と答弁。筆数については合筆、分筆によってところどころ変わると説明。さらに、「総筆数の土地の所在と面積の確認」が完了している旨答えました。

町民の財産を預かる使命感あるのか

西澤議員は、「登記」手続きの定義を「広辞苑」を引用して指摘し、土地売買契約の常識からまったく外れた実態を具体例で追求。登記もまだ、土地代金も完了していないのに、家屋が建築され、固定資産税が課税されているにもかかわらず、

さらに、庭石が置いてある町有地について、課長が「いずれは隣地なので払い下げの予定となっている」と半ば占有を認めている問題を追及。西澤議員は、「これらは町当局の怠慢ではすまされぬ。オレオレ詐欺を町が誘発しているのに等しい。町民の共有財産を預かっているという使命感があるのかと問いたい」として、数十年を超えてここまで放置してきた原因と責任

についての見解を町長に求めました。

山本町長は、残地の払い下げをめぐって、整理がつかない、希望者が希望を述べ合って、なかなか残地整理がつかないことは認識している、などと答弁。処分経過中に半ば実力行使で庭石などを置く行為を黙認してきたことへの反省の弁はありませんでした。

さらに西澤議員が、撤去通知、占有料の請求、不法侵入を視野に入れるなどの厳正な対処を考えているかとの質問に対し、担当課長は「占有料の請求はしていない」と答えるにとどまりました。

(関連する質問と答弁は裏面に。いずれも大要)

ホームページ開設！！

アドレス = http://www.jcp_nobuaki.com/ ITに全くトンチンカンな私に、ありがたい友人があらわれトントン拍子に開設となりました。各サイトの紹介 - 【民報】最新からバックナンバーも掲載 【自己紹介】プロフィール、略歴、活動歴、ひとこと 【掲示板】西澤のぶあきの時々の活動報告、暮らしのこま、随想など掲載。みなさんのご意見、ご感想などを自由に記入していただけます 【のぶあき奮戦記】議会質問、各種申し入れ、議会外の活動など 【おすすめ行事・情報】西澤議員がかかわる集会、学習会、各種イベント、時にはコンサートなども。教育・暮らしの相談などの連絡先 【わかものCOM】「ゆうpress」をクリックすると、しんぶん「赤旗」の若者ページに。あなたもすぐに投書ができ、参加できます。就職難、残業のただ働き、「若者使い捨て」の風潮の中、生の切実な願いを集め一歩前進のエネルギーへ！！ 【のぶあき日記】現在準備中につき稼働していませんが順次充実いたします。みなさんのご感想、ご希望などをメール、ファックスなどでお寄せください。

町有地不法占拠の情報公開請求

西澤議員は22日、町情報公開条例にもとづき、公開請求を提出しました。49ヶ所それぞれの状況、不法占拠になった理由など明らかにするよう求めています。詳しくはホームページで見られます。

甲良民報

NO262 2004年10月24日
発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤伸明 在士 463
Tel・Fax：38-4949
日本共産党のホームページ
<http://www.jcp.or.jp>
【月3回発行・月初めか月末原則休刊】

なぜ、出さない 退去通告

不法占拠明らかなのに

なぜ、町有地が不法に占拠されているのに、当局が退去命令を、そこまでいわずとも、「退去通告」を出していないのか、強い疑問が残ります。

西澤議員は情景が重なってくるとして次のように述べました。

* * * * *

それは、部落解放同盟系列の企業団体と国税庁との交渉です。同和脱税問題について、野中弘務元自民党幹事長または、私たちの党の国会議員の国会質問がインターネットで見られます。

その中に、要約しますと、解放同盟が同和对策控除の必要を認め、租税特別措置法の法制化に努める。その間の処置として局長権限による内部通達によってこれを充てるなどの要求を突きつけていることを政府委員が紹介し、そんな約束はしていませんと否定するものであります。その企業団体系の同盟経由の申告書はフリーパスにすることや、同和事業は非課税など、かの有名な大阪国税局と密約を交わしたとされる問題を取り上げたものであります。

無法要求に町民の 財産明け渡しか

要するに法ができるまでもなく、同和对策控除の効力を認めよというわけです。この手法と似ているなと思ったのであります。手続きも土地代金も完了しないうちに、法的手続きができるまで待てない、権利があるものともみなせと責められる。そして、見境なく権利侵害を許してしまっている。今までの答弁を見ていると、攻め寄られるまでもなく、権利侵害を許して、町民の財産を明け渡しているとは思えません。売買予約や買戻し予約など、何らの保全や歯止めの措置も打たれていないのが登記上でも明らかであります。不動産売買のイロハを怠っていない

ければあり得ない異常事態だと思えますが、それにしても、昨年の監査委員の意見書は他人事のようになっています。「賦課徴収に努められたい」、努められたい、これは最低限の提言であり、賦課徴収をしなければ、課税の秩序は本当にこわされてしまいます。現況で課税するのが原則であります。その原則をふみにじっているのが行政で、商法では特別背任罪の疑いとなるものであります。

* * * * *

「努力してもうまくいかなかった」のではなく 「同和对策」の名で黙認

西澤議員は町当局の不法占拠状態に対する無抵抗を次のように批判、「実力行使をされ、中には簡易事務所や庭石が置いてあるところがある。まず、法的な手続きができる前、町との話し合いができる前に実力行使をして、そのことを放置しているとか見えない」「町長の5期19年間を通じて、自らそのような無法行為、不法行為、それら不当な要求を排除できなかったことについて、町民にしっかりと釈明をしておわびする必要がある」と迫りました。

さらに、以前の議会で、西澤議員の質問に答え、「同対事業を急ぎすぎた、もっと夢のあるものにして取り組む必要があった」旨の答弁を指摘し、行政も一体となって、「せせらぎ」という住民に切実な願いをカムフラージュにして、乱脈同和事業にまったく無反省だったのが実態ではなかったか、と見解をただしました。

山本町長は、弁解するつもりはないが、と断り、地区内に混乱をきたした事実もあつたことを認め、私なりに整理をしながら今日まで来た。百パーセント住民のみなさんが納得できるように整理ができたかどうかで見れば十分ではない。事業残地の早期処分を十分認識している、として、さらに取り組むと表明しました。

これに対し、西澤議員は、努力してもうまくいかないことは異質で、三十数年間の同和对策事業の中で、山本町長就任後の19年間でも、無断使用や不法な占拠に対して退去通知など法的に厳正な処置をしてこなかった結果であることを厳しく指摘しました。

……西澤議員の話し……

20年以上経過では 占有者の所有に

弁護士のアドバイスによると、民法上の見解は、所有権が発生する占有期間の時効は、善意（他人のものと知らない場合）で10年、他人の所有権だと認知している場合は20年が時効です。

同和对策事業の残地は多くが角地など目につきます。住宅地の分譲は、環境改善事業の中心的事業でした。同和对策事業は多くの町民が田などを提供するなど町民の多大な協力のもとすすめられてきました。その宅地が49ヶ所、16反も残り、その多くが、「希望を述べ合って」「不法に占拠されたまま、町当局は退去の意思表明をしないどころか、不法を容認していたとも見られます。冒頭にある弁護士のアドバイスのように、不法占拠の所有が確定してしまえば、町財産管理の怠慢による喪失となり、道義的な責任はもろろん、法的責任問題に発展しかねません。その上、山本町長が顧問を務め、同対事業に深くかかわってきた解放同盟の責任も浮上してくるでしょう。

議会の対応も大切です。過去に不法状態を黙認していた議員の責任はまめがれませんが、これだけ明確になった時点で過去の態度とは別に、自治法にもつく調査権限がより強力な百条委員会の設置など、厳正な対応が求められるのではないのでしょうか。

すでに発行した民報の一部に、残地全てが不法占拠と誤解を与える表現がありましたので、お詫いし、このように改定します（西澤）